

6月から市税の納付が

始まります

市では、教育・福祉・道路整備・ごみ処理・消防など日常生活の広い範囲にわたってさまざまな仕事をしています。これらに必要な費用は皆さんに納めていただく市税によって支えられています。このような市税の役割について十分ご理解をいただき、納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

集合徴収ってなんですか？

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を合わせて納付していただく方法を集合徴収といいます。

この集合徴収の年税額を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。

全期前納のご案内

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税の年税額を第1期の納期限(6月30日)までに一括して納付する納付方法(全期前納)があります。

全期前納するには？

6月にお送りする「全期前納用納付書」で納付してください。納期限(6月30日)まで利用できます。(※注意:同封している第1期の納付書は使用しないでください。)また、各期納付の口座振替を利用している方で、全期前納を希望される場合は、6月18日(木)までに税務課へご連絡ください。

口座振替が便利です！

- ・毎月、金融機関に行く手間が省けます。
- ・現金を持ち運ぶ必要がなく安心です。
- ・仕事等でお忙しい方、お年寄りの方に便利です。
- ・指定日に引き落としますので納め忘れがありません。

口座振替の申し込み方法

市内の金融機関に納付書(納税通知書)、通帳、届出印を持参して、窓口で直接お申し込みください。

なお、手続きが完了するまで1ヶ月程度かかります。

《取扱金融機関》

佐賀銀行 親和銀行 佐賀共栄銀行 杵島信用金庫 佐賀西信用組合 九州労働金庫 佐賀県農業協同組合 ゆうちよ銀行(郵便局)

コンビニでも納付できます！

全国のコンビニエンスストアで利用できます。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。また、軽自動車税、保育料、住宅家賃、水道使用料、下水道使用料、農業集落排水使用料もコンビニでお支払いいただけます。



税金の制度が変わりました

～皆様のご理解とご協力をお願いします～

■ 個人住民税の主な改正

公的年金からの特別徴収(引き落とし)が始まります 平成21年10月開始

公的年金を受給され、個人住民税を納税する義務のある方は、現在、口座振替または納付書で納付いただいています。今回、制度の導入により、個人住民税が公的年金から引き落としされる(特別徴収される)ことになり、公的年金を支払う社会保険庁などが直接、市へ納付することになります。今後の高齢化社会の進展に伴い、納税の利便性向上のために地方税法が改正されたことによるものです。

対象者は？

新たな制度の対象となる方は「4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金所得にかかる個人住民税の納税義務のある方」です。(所得が公的年金のみの場合、年間所得28万円以下の場合には対象となりません。)

※「介護保険料が年金から引き落としされていない方」「引き落としされる個人住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは対象となりません。

← 次ページに続く

税負担はどうなるの？

この制度は、納税義務者（年金受給者）が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市に直接納めるように変更するものです。この制度により新たに税負担が生じるものではありません。

対象となる年金は？

老齢基礎年金また昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金および遺族年金などの非課税年金からは個人住民税の引き落としはありません。

徴収される税額は？

引き落としされる個人住民税は、公的年金所得の金額から計算された個人住民税額分のみで、給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税額分は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書（口座振替の方は月末振替）で納めていただくことになります。

実施時期は？

公的年金からの引き落としの開始は平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年6月、7月、8月、9月（第1期から4期まで）については市よりお送りします納付書（口座振替の方は月末振替）で納付いただくことになります。

年金から住民税が 納入されるしくみ

該当者の方には、
6月20日前後に詳細を通知いたします。



■ 国民健康保険税の改正

介護納付金課税額について、限度額を現行の9万円から10万円に引き上げます。

～課税限度額について～

国民健康保険税は、受益の程度とかけ離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎課税額（医療分）、介護納付金課税額（介護分）及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて、課税額の上限（課税限度額）を設けております。

■ 固定資産税の改正

宅地等の負担調整措置の継続

宅地の税負担は、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられました。宅地については、負担水準の高い土地の税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地の税負担をなだらかに上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。依然として地域による負担水準の格差が生じている為、平成21年度から平成23年度までの負担調整措置として現行の制度を維持します。

■固定資産税の主な改正

固定資産税率を統一（1.55%）します

固定資産税の税率は、平成18年度から平成20年度まで旧市町ごとに不均一課税でしたが、平成21年度から1.55%とし全市統一されます。（合併協議会決定事項）

※山内町・北方町に固定資産を所有されている場合、評価額が下落していても税率の上昇に伴い、固定資産税額が上昇することがあります。

固定資産税率

所在地	17年度	18～20年度	21年度～
旧武雄市	1.55%	1.55%	1.55%
旧山内・北方町	1.40%	1.48%	

平成21年度は、評価替えの年です

土地・家屋については、原則、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで、原則、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

路線価等の公開

宅地等の評価額の基礎となる路線価、標準宅地の価格の閲覧ができます。閲覧希望の方は、武雄市役所税務課・山内支所総務課・北方支所総務課でお尋ねください。



問 政策部税務課

☎ (23)9220 担当: 菰田

平成20年度 中山間地域等直接支払交付金事業実施状況

平成20年度に「耕作放棄地の発生防止」と「農村・農用地の持つ多面的機能の維持・増進」を目的とした『中山間地域等直接支払交付金事業』を実施しました。
協定集落では、交付金を受け「水路・農道の管理」、「鳥獣被害の防止」、「景観作物の作付け」等に取組むとともに、機械・農作業の共同化、農業受委託の推進等により農業

集落対象地区数	36地区
田畑対象面積	2,123,810㎡
交付金総額	3,756万円

生産性の向上を図っています。平成20年度の実施状況の概要は次のとおりです。詳しくは、武雄市ホームページをご覧ください。

問

営業部農林商工課
☎ (23)9335



担当: 小柳

教育委員会 委員の任命

平成21年3月議会で、新教育委員に諸石洋之助さん（東川登町）が同意されました。また、4月29日の臨時教育委員会で、委員長等が決まりましたのでお知らせします。



諸石教育委員長

農業委員会日より 農業者年金を受給されている方へ ～現況届の提出お忘れなく～

農業者年金を受給している方は、毎年6月中旬に「現況届」をご提出ください。この「現況届」は5月末に農業者年金基金から受給者に郵送されていますので、市農業委員会事務局にご提出ください。なお、山内町、北方町にお住まいの方は支所をご利用ください。提出されないと年金が支給停止になる場合がありますので、ご注意ください。

■提出期限 6月30日(火)

※郵送された「現況届」の用紙をご持参ください。印鑑は必要ありません。

問 提出先・問合先

農業委員会事務局
☎ (23)9245

農業委員会山内分室

☎ (45)2909

農業委員会北方分室

☎ (36)6023



担当: 本村

職名	氏名	教育委員任期
委員長	諸石 洋之助	H21.4.29～H25.4.28
委員長職務代理者	大石 隆敬	H18.4.29～H22.4.28
委員	森 昭利	H18.4.29～H22.4.28
委員	檜崎 智子	H20.4.29～H24.4.28
教育長	浦郷 究	H19.4.29～H23.4.28



担当: 村山

問 教育部教育総務課

☎ (23)8010